

小山町住宅助成関連一覧表

1. 個人住宅取得資金利子補給金交付制度

- ・町内に住宅を新築または取得する個人に、借入資金の年末残高×0.7%を利子補給金として交付します。(借入金1,000万円、5年間で上限)したがって、5年間で35万円(補給金)が上限となります。

2. 合併処理浄化槽設置奨励事業補助金

- ・合併処理浄化槽を設置する方に対し、補助金を交付します。
5人槽—332,000円、7人槽—414,000円、10人槽—548,000円

3. 定住促進事業助成

〈助成制度の概要〉

区分	他市町村から転入される方	町内で転居される方
① 土地・住宅の取得	最大50万円 (仲介手数料相当額の1/2)	最大30万円 (仲介手数料相当額の1/3)
② 賃貸住宅等の賃借	最大5万円 (仲介手数料相当額)	最大3万円 (仲介手数料相当額)
③ 北駿材を使用した住宅建築	最大50万円(①と併用は可能) (北駿材を使用する新築住宅等に助成する)	

*北駿材助成は、小山、御殿場地方で生産された木材を使用し、小山町、御殿場市内に事業所を有する大工、工務店等により建築されたものに限ります。なお、しずおかの優良木材を使用した場合は、さらに30万円上乘せされます。(但し、使用量により助成額が変わります。)

*詳細連絡先…小山町役場都市整備課 住宅建築相談員 Tel.0550-76-6105

お探しの売地・貸家は『小山町売りたい・貸したい不動産バンク』をご利用ください。

小山町ホームページの『不動産バンク』に沢山記載されています。